

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定め、当該補助金を交付することにより、住民に対し、スポーツの実技の指導その他のスポーツに関する指導及び助言を行うとともにスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うことにより、本市におけるスポーツの推進を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となるものは、船橋市スポーツ推進委員協議会とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業であって、市長が市のスポーツの発展並びに市民スポーツの推進のために必要と認めるものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費とする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、この限りでない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に定めるところによる。

（1）補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。

（2）補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）前年度決算書

（4）その他市長が必要があると認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消

費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付についての意見聴取）

第 7 条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 35 条の規定により、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

（補助金の交付可否決定）

第 8 条 市長は、第 6 条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、当該申請をした者に通知する。

2 市長は、第 6 条第 2 項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付請求）

第 9 条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付請求書（第 3 号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付時期）

第 10 条 市長は前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を 30 日以内に概算払にて支払うものとする。

（補助事業の変更の届出）

第 11 条 補助事業者は、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画の変更（市長が認める軽微な変更は除く。）をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業の計画変更・中止・廃止申請書（第 4 号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第 12 条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（1）偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。

（2）交付を受けた補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

（補助金の実績報告）

第13条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書
- （3）その他市長が必要があると認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知する。

（補助金の精算）

第15条 補助事業者が、前条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあっては精算と同時に不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（書類の整備及び保存年限）

第17条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
船橋市スポーツ推進委員協議会事業 1 スポーツの普及推進に関する事業 2 スポーツに係る情報の収集と提供に関する事業 3 スポーツ推進委員に関する資質向上を図るための研修に関する事業	・報償費 ・消耗品費 ・備品購入費 ・印刷製本費 ・手数料 ・通信運搬費 ・保険料 ・使用料及び賃借料 ・負担金	補助対象経費の80%以内とする。 該当年度の予算の範囲内とする。

備考

- 1 補助対象経費は、領収書等により明確でなければならない。
- 2 報償費のうち、団体の構成員に係るものは補助対象外とする。

第 1 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業	名 称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業	
	目的・内容		
	効 果		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()	

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

- ☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
☐ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が 0 円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- ☐ 免税事業者である
☐ 簡易課税事業者である
☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える
☐ その他 ()

第 2 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教ス指令第 号

年 月 日

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付申請のありました船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称		船橋市スポーツ推進委員協議会事業	
経費所要総額のうち 補助対象となる経費		円	
交付決定額		円	
交付予定時期			
交 付 条 件		1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第 3 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付で決定のあった補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 9 条の規定により、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
交付決定額	円		
既交付額	円		
未交付額	円		
今回請求額	円		
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第 4 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
（変更の場合） 補助事業等の内容	（変更前）		
	（変更後）		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第 5 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業が完了したので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補 助 年 度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業	名 称	船橋市スポーツ推進委員協議事業	
	施行場所		
	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
交付決定額		円	
既交付額		円	
補助対象経費精算額		円	
補助事業の経過及び内容			
添付書類		1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他 ()	

第 6 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名 様

船橋市長 印

年 月 日付で実績報告のありました船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業について、次のとおり船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の額を確定しましたので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
補助率	%		
交付確定額	円		

第 7 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市スポーツ推進委員協議会補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も 0 円と記載すること）

金 円

※ 0 円の場合はその理由について ☒

☐ 消費税の申告義務がない

☐ 簡易課税方式による申告を行っている

☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 % を超える

☐ その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が 0 円だった場合など）

3 添付資料

・ 返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 % を超える事業者は添付不要）